

(参考資料)

中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）（抜粋）

平成10年6月12日 公布・施行

（審議会等の整理及び合理化）

第三十条 政府は、審議会等（国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第八条に規定する合議制の機関をいう。以下この条において同じ。）について、次に掲げる方針に従い、整理及び合理化を進めるものとする。

- 一 活動の実績が乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、基本的に廃止すること。
- 二 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、次に掲げるところによること。
 - イ 原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。
 - ロ イに掲げるところにより設置される審議会等のほかは、特段の必要性がある場合に限り、審議事項を具体的に限定した上で、可能な限り時限を付して、設置することができるものとする。
- 三 その他不服審査等を行う審議会等については、その必要性を検討し、必要最小限のものに限ること。
- 四 審議会等の委員の構成及びその資格要件については、当該審議会等の設立の趣旨及び目的に照らし、適正に定めること。
- 五 会議又は議事録は、公開することを原則とし、運営の透明性を確保すること。

中央省庁等改革に係る大綱事務局原案（抜粋）

平成10年11月20日

中央省庁等改革推進本部事務局

Ⅳ 国の行政組織等の減量、効率化等に関する大綱事務局原案

第3 組織整理等関連

5. 審議会等の整理合理化

審議会等については次に掲げるところにより整理合理化を進める。

- ① 活動実績の乏しい審議会等及び設置の必要性が著しく低下している審議会等は、廃止を検討する。
- ② 政策の企画立案又は政策の実施の基準の作成に関する事項の審議を行う審議会等については、原則として廃止するものとし、設置を必要とする場合にあっては必要最小限のものに限り、かつ、総合的なものとする。また、このほか特段の必要性があるものは、審議事項及び設置期間を限定して設置する。
- ③ その他不服審査等を行う審議会等については、当該不服審査制度等の必要性、これへの審議会等の関与の必要性などに配慮しつつ、統廃合等を検討する。

宇宙開発委員会設置法（昭和43年法律第40号）

昭和43年5月2日 公布・施行

（目的及び設置）

第一条 宇宙の開発に関する国の施策の総合的かつ計画的な推進とその民主的な運営に資するため、総理府に宇宙開発委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第二条 委員会は、次の各号に掲げる事項について企画し、審議し、及び決定し、その決定に基づき内閣総理大臣に対して意見を述べる。

- 一 宇宙開発に関する重要な政策に関すること。
- 二 関係行政機関の宇宙開発に関する事務の総合調整のうち重要なものに関すること。
- 三 関係行政機関の宇宙開発に関する経費の見積りに関すること。
- 四 宇宙開発に関する研究者及び技術者の養成訓練（大学における教授研究に係るものを除く。）の大綱に関すること。

五 前各号に掲げるもののほか、宇宙開発に関する重要事項に関すること。

2 前項において「宇宙開発」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 人工衛星及び人工衛星打上げ用ロケット（以下「人工衛星等」という。）の開発（これに必要な研究を含む。以下同じ。）並びにこれに必要な施設及び設備の開発
- 二 人工衛星等の打上げ及び追跡に必要な方法、施設及び設備の開発並びに人工衛星の打上げ及び追跡

（意見の尊重）

第三条 内閣総理大臣は、委員会から前条第一項の意見を受けたときは、これを尊重しなければならない。

（資料提出の要求等）

第四条 委員会は、その所掌事務を行なうため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

（組織）

第五条 委員会は、委員長及び委員四人をもつて組織する。

2 委員のうち二人は、非常勤とする。

（委員長）

第六条 委員長は、科学技術庁長官たる国务大臣をもつて充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する常勤の委員が、その職務を代理する。

（委員）

第七条 委員は、宇宙の開発に関しすぐれた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前項の規定

にかかわらず、同項に定める資格を有する者のうちから、委員を任命することができる。

- 3 前項の場合においては、任命後最初の国会において両議院の事後の承認を得なければならない。この場合において、両議院の事後の承認が得られないときは、内閣総理大臣は、直ちに、その委員を罷免しなければならない。
- 4 次の各号の一に該当する者は、委員となることができない。
 - 一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者で復権を得ない者
 - 二 禁錮以上の刑に処せられた者
- 5 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、第四項各号の一に該当するに至つた場合においては、その職を失うものとする。
- 8 内閣総理大臣は、委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない行為があると認める場合においては、両議院の同意を得て、これを罷免することができる。

(会議)

第八条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長に事故がある場合における第二項の規定の適用については、第六条第三項に規定する委員は、委員長とみなす。

(委員の給与)

第八条の二 委員の給与は、別に法律で定める。

(委員の服務)

第九条 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

- 2 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 3 常勤の委員は、在任中、内閣総理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬を得て他の職務に従事し、又は営利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行なつてはならない。

(参与及び専門委員)

第十条 委員会に、重要な会務につき意見を述べさせるため、参与を置くことができる。

- 2 委員会に、専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができる。
- 3 参与及び専門委員は、非常勤とする。

(政令への委任)

第十一条 この法律に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、政令で定める。